令和4年(2022年)度　市民税・都民税申告の手引

府中市

市民税・都民税の申告につきましては、毎年ご協力をいただきありがとうございます。
市民税・都民税の申告は、みなさまからの申告に基づき、市が税額を決定するために必要な手続きです。
この手引をご参考の上、同封の申告書を作成し、期限までに提出してくださるようお願いいたします。

◆問合せ先
府中市市民部市民税課
電話　(042)335-4441・4442(直通)
〒183-8703 府中市宮西町2-24

市民税・都民税の申告が必要な人は？

はじまり

- 令和4年1月1日現在、府中市に居住していましたか？
  - いいえ → 府中市内に事務所・事業所・家屋敷(別荘・借家・アパート・マンション・社宅・空屋等)がありますか?(令和4年1月1日現在)
    - いいえ → 府中市では、市民税・都民税はかかりませんが、住民票がある場合、調査の対象となることがあります。(申告は不要です。)
    - はい → 住民税の課税対象となる方又は国外に居住している方は申告が必要です。申告書裏面の8に記入してください。扶養親族等がいる場合は5も記入してください。
  - はい ↓
- 令和3年中に所得がありましたか？(遺族年金・障害年金・生活保護費・失業給付金等は所得になりません。*)
  *非課税所得ですので課税対象ではありません。
  - いいえ → 次の方は申告が必要です。
    - ●税証明(非課税証明書や所得証明書)が必要な方　●市の助成などを受けられる方
    - ●国民健康保険加入者で、所得がなく扶養されていない方
    - ⇨申告書裏面「9所得のなかった方」欄を記入(手引4ページ9参照)して提出してください。扶養親族等がいる場合は申告書表面の5も記入してください。
  - はい ↓
- 税務署に令和3年分の所得税の確定申告書を提出しましたか？
  - はい → 市民税・都民税の申告は、不要です。
  - いいえ → 令和3年中の収入で、給与以外の収入がありましたか？
    - いいえ → 勤務先から府中市に給与支払報告書が提出されていますか？(勤務先に確認してください。)
      - はい → 次の方は、申告をおすすめします。
        - ·源泉徴収票に含まれない控除がある方(扶養控除の変更・配偶者特別控除、障害者・ひとり親・寡婦・勤労学生控除等の追加)もしくは医療費・社会保険・生命保険・寄附金等の支払いがある方(※ワンストップ特例申請者を除く)
        - ·合計所得金額が1,000万円を超える方で、同一生計配偶者(手引3ページ5参照)がいる方
      - いいえ → 同封の「市民税・都民税申告書」により申告する必要があります。
    - はい → 収入は公的年金のみですか？
      - いいえ → 同封の「市民税・都民税申告書」により申告する必要があります。
      - はい → 公的年金等源泉徴収票の宛名住所が府中市になっていますか？
        - いいえ (源泉徴収票が届いていない方は年金の支払元にご確認ください。) → 同封の「市民税・都民税申告書」により申告する必要があります。
        - はい → 公的年金等の収入合計が S32.1.1以前生まれの方：155万円以下 / S32.1.2以後生まれの方：105万円以下 ですか?
          - いいえ → 次の方は、申告をおすすめします。
          - はい → 市民税・都民税の申告は、不要です。

同封の「市民税・都民税申告書」により申告する必要があります。
(下記の「税務署への確定申告について」に該当する方は除く。)

※寄附金税額控除に係る申告特例申請書を寄附先の自治体に提出している方(ワンストップ特例申請者)が、市民税・都民税の申告書を提出した場合、ワンストップ特例は適用となりませんのでご注意ください。

◆申告書の受付場所と時間　**市役所北庁舎3階第4会議室**(庁内の案内表示に従ってお越しください。)
令和4年2月16日(水)～3月15日(火)(土、日及び祝日は除く。)午前9時00分～午後4時30分
※例年と受付時間が異なりますので、ご注意ください。
(申告期間の最初と最後の一週間、特に午前中の時間帯が混雑しますので、お待ちいただく場合がございます。)

◆東西出張所での受付　白糸台文化センター講堂（3階）令和4年2月24日(木)・25日(金)
西府文化センター講堂（3階）令和4年2月17日(木)
午前9時00分～午後4時30分

◆郵送申告について　**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能なかぎり郵送での申告をお願いいたします**
(同封の返信用封筒をご利用いただければ送料はかかりません)

◆申告書提出の際お持ちいただくもの

1. 同封の申告書
2. 令和3年中の所得の証明書の原本(源泉徴収票、雇用主の支払証明書、収支明細書、その他帳簿等)
3. 令和3年中に支払った金額を確認できる証明書の原本(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料については領収書(府中市に支払ったものについては省略できます。)、医療費については明細書(領収書では受付できません)、国民年金・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震(又は旧長期)保険料については証明書等。手引3ページ3参照)
4. 令和3年中に支払った、税額控除の対象となる寄附金の領収書(ふるさと納税の場合、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」でも可)
5. 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等の証明書
6. 配偶者特別控除を受ける方は、令和3年中の配偶者の所得について確認できるもの
7. 学生の方は学生証
8. 個人番号カード(本人分のみ)　※お持ちでない方は通知カードまたは個人番号の記載された住民票と身元確認書類(運転免許証・パスポートなど)

※上記2～4の証明等は、原本を申告書と一緒に提出していただきます。
※一度ご提出された書類等はお返しできませんので、ご了承ください。
▶申告書を郵送する場合には、上記の2～8に該当する書類を必ず同封してください。(※申告書には書類は貼らないでください。)5･7･8の手帳等については写しを同封してください。**控除証明書の同封がない場合、控除欄に記入があっても、控除対象にはなりませんのでご注意ください(医療費の領収書は送付しないでください。申告を受理できず、申告書と併せて返却することがあります)。3の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書(府中市に支払った分)は省略できますが、支払金額は記入してください。**
また、連絡先の電話番号を忘れずに記入してください。
申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◆税務署への確定申告について

所得税を納めなければならない方や、源泉徴収された所得税の還付を受けられる方は、確定申告をしてください。
例えば…

- ○事業所得や不動産所得等があって、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
- ○給与所得者で次に該当する方
  - ・給与の年間収入額が2,000万円を超える方
  - ・1か所から給与所得を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が、20万円を超える方
  - ・給与を2か所以上から受けている方
- ○給与所得のみの方で確定申告をすれば税金が戻る方
  - ・多額の医療費を支払った方
  - ・令和3年中にマイホームを住宅ローンで取得した方
  - ・年の途中で退職し、年末調整をしていない方
- ○年金所得者で所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
  ※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要です。
  但し、源泉徴収票に含まれていない控除がある場合、市民税・都民税の申告が必要です。
- ○土地、建物等の譲渡がある方(譲渡所得の課税の特例を受けることにより、税金がかからない方も申告は必要です。)

くわしくは税務署へお問い合わせください。
武蔵府中税務署　(042)362-4711

市民税・都民税　申告書の記入方法　⇨ 次ページより

8 (申告書裏面) 市外に居住している方で市内に家屋敷等を有する方の記入 均等割の課税の対象となる場合があります。(表11参照)

8 市外に居住し、市内に家屋敷等を有する方

勤務先		市外住所		赴任期間	年　月～　年　月

家屋敷課税	単身赴任等で、住所が府中市外で、府中市内に家屋敷(別荘・借家・アパート・マンション・社宅・空屋等を含む)を有する場合、記入してください。(ただし、住民税の課税対象となる方又は国外に居住している方に限ります)扶養親族等については表面5に記入してください。
事業所課税	住所が府中市外で、府中市内に事務所・事業所を有する場合、事務所・事業所住所を1に、自宅の住所をこちらに記入してください。

9 (申告書裏面)　所得のなかった方の記入欄の記入

記入例

9 所得のなかった方の記入欄
令和3年中に所得のなかった期間があるときは、次の該当する欄へ記入してください。

①生活保護受給の方(1月1日現在の状況)	生活扶助　・　その他扶助（　　　）・他自治体による受給（自治体名：　　）
②非課税所得	1 (遺族年金)・障害基礎年金などを受けていた。　支給額 2,410,250 円 ※申告書表面6本人欄に該当される場合は、あわせてご記入ください。 2 失業給付金などを受けていた。　支給額　円
③申告不要所得	申告不要所得があった。　上場株式等譲渡所得　円・配当所得　円
④扶養や援助を受けていた	扶養者(援助者)氏名　続柄　住所　・本人と同居
⑤預貯金　借入金	1 預貯金で生活していた。 2 借入金によって生活していた。
⑥その他	①～⑤までのいずれにも該当しない場合は、生活費の入手先などを詳しく記入してください。

令和3年中に所得のなかった期間があった方や遺族年金・障害年金等を受けていた方等は、申告書の裏面9の①～⑤の該当する欄に記入してください。該当項目がない場合は、⑥その他の欄に状況等を記入してください。

※扶養者（配偶者等）が単身赴任等で市外に居住し、市内に家屋敷等を有する場合、その扶養者の名前での申告が必要となります。（ただし、その扶養者が住民税の課税対象となる場合又は国外に居住の場合に限ります）申告書表面1に、扶養者の氏名、生年月日、府中市の自宅住所と電話番号等、5に扶養親族等の情報、裏面8に勤務先名、市外住所等を記入してください。源泉徴収票などの資料は不要です。

10 (申告書裏面)　所得金額調整控除の対象となる方の記入(表4参照)

10 所得金額調整控除に関する事項（給与等の収入金額が850万円を超える方のみ対象）

氏名		続柄		生年月日	大・昭 平・令　.　.	特別障害者の場合	1 身障手帳　2 愛の手帳 3 精神手帳　4（　）	級度
個人番号				別居の場合の住所				

表4 所得金額調整控除の上段の対象となる方は、その表中の①～③の該当者の氏名等を記入してください。
該当者が複数いる場合は任意の1名を記入してください。
該当者が表面「5扶養親族等欄」、「6本人欄」に記入している方と同じ場合も記入してください。

◆市民税・都民税の計算のしかた

令和3年中の所得金額 － 所得控除の合計額(表6) ⇨ 課税標準額(千円未満切捨て)
- × 市民税所得割税率(表8) ⇨ 市民税所得割算出額 － 市民税調整控除(表9) － 市民税税額控除 ⇨ 市民税所得割差引額(百円未満切捨て) ＋ 市民税均等割額(表11) ⇨ 市民税額
- × 都民税所得割税率(表8) ⇨ 都民税所得割算出額 － 都民税調整控除(表9) － 都民税税額控除 ⇨ 都民税所得割差引額(百円未満切捨て) ＋ 都民税均等割額(表11) ⇨ 都民税額

➡ 市民税額と都民税額の合計額が年税額

▶ 次に該当する場合は、上の計算にかかわらず市民税・都民税はかかりません。

均等割も所得割もかからない方

(1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
(2)障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
(3)前年の合計所得金額が45万円以下の方
(4)扶養親族等がいる、前年の合計所得金額が {35万円×(本人＋扶養人数*)＋31万円} 以下の方

所得割がかからない方

扶養親族等がいる、前年の総所得金額等が{35万円×(本人＋扶養人数*)＋42万円} 以下の方
*扶養人数には、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

表7 基礎控除

納税義務者本人の合計所得金額	住民税	所得税	差額(※)
～24,000,000円	43万円	48万円	5万円
24,000,001円～24,500,000円	29万円	32万円	
24,500,001円～25,000,000円	15万円	16万円	
25,000,001円以上	適用なし		

※調整控除の算出に用いられる住民税と所得税の人的控除の差額は、2,500万円以下の方は一律で5万円

表8 市民税・都民税税率表

	課税標準額	税率
市民税	一　律	6 %
都民税	一　律	4 %

表11 均等割

市民税	3,500円
都民税	1,500円

表9 人的控除の差額に基づく調整控除の算出

合計所得金額2,500万円以下の方に、次のとおり適用されます。
▽　合計課税所得金額が200万円以下の方は、次のいずれか小さい額の5%(都2%、市3%)
　○　人的控除の差額の合計額　　○　合計課税所得金額
▽　合計課税所得金額が200万円超の方は、次のいずれか大きい額
　○　{人的控除の差額の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}×5%(都2%、市3%)
　○　2,500円
　※　合計課税所得金額とは、課税総所得金額(給与所得・年金所得・事業所得などの所得から、社会保険料控除・扶養控除などの所得控除を引いた金額)、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計をいいます。
　※　人的控除の差額の合計額とは、表6 控除金額のうち該当する項目の差額の合計額をいいます。

表10 配偶者(特別)控除において、調整控除の対象となる人的控除の差額

納税義務者本人の合計所得金額		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	一般の配偶者	5万円	4万円	2万円
	老人の配偶者	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得金額50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

表6 所得から差し引かれる(所得控除)金額

所得控除の種類		控除金額
雑損控除		「Ⓐ(損失額－補てん額)－総所得金額等の10%」と「Ⓑ災害関連支出額－5万円」いずれか大きい額
医療費控除	医療費控除	(支払った医療費の額－保険等で補てんされた額)－(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額)　(控除限度額200万円)
	スイッチOTC薬控除	(1年間に支払った対象医薬品の購入の対価の合計額－保険等で補てんされた金額)－12,000円　(控除限度額8万8千円)
社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除		支払った金額
生命保険料控除		一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、契約年及び内容と控除金額(配当金は差し引く。)から、別々に下記により計算した額 但し、ⒶⒷⒸによる各保険料控除の合計適用限度額は70,000円となります。 Ⓐ新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)に基づく控除額 【①新生命保険料・②新個人年金保険料・③介護医療保険料のそれぞれの適用限度額は28,000円】 Ⓑ旧契約(平成23年12月31日までに締結した保険契約等)に基づく控除額 【④旧生命保険料・⑤旧個人年金保険料のそれぞれの適用限度額は35,000円】 Ⓒ新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額 「Ⓐのみで算出した額」「Ⓑのみで算出した額」「ⒶとⒷの合計額」のうち、もっとも大きい額が控除額となります。【「ⒶとⒷの合計額」とした場合の適用限度額は28,000円】 ※必ず控除証明書を添付してください。
地震保険料控除		契約内容と支払金額に応じて、下記により計算した額 地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方がある場合の控除額は、それぞれ下記により計算した額の合計額で限度額は25,000円となります。

生命保険料控除

区分	年間の支払保険料等	控除額
新契約に基づく控除額(①②③の計算方法)	～12,000円	支払った保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2＋6,000円
	32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4＋14,000円
	56,001円～	一律28,000円
旧契約に基づく控除額(④⑤の計算方法)	～15,000円	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2＋7,500円
	40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4＋17,500円
	70,001円～	一律35,000円

地震保険料控除

区分	年間の支払保険料	控除額
①地震保険	50,000円以下	支払った地震保険料×1/2
	50,001円以上	25,000円
②旧長期損害保険	5,000円以下	支払った損害保険料の全額
	5,001円～15,000円以下	支払った損害保険料×1/2＋2,500円
	15,001円以上	10,000円
①＋②		①＋②(最高限度額 25,000円)

所得控除の種類			住民税	所得税	差額
配偶者特別控除			表5参照		表10参照
配偶者控除	一般の控除対象配偶者				
	老人控除対象配偶者(昭27.1.1以前生)				
16歳未満の扶養親族（平18.1.2以後生）			0円	0円	0円
扶養控除	一般の扶養親族(昭27.1.2～平11.1.1又は平15.1.2～平18.1.1生)		33万円	38万円	5万円
	特定扶養親族(平11.1.2～平15.1.1生)		45万円	63万円	18万円
	老人扶養親族(昭27.1.1以前生)	同居老親等	45万円	58万円	13万円
		同居老親等以外	38万円	48万円	10万円
障害者控除	普通障害者		26万円	27万円	1万円
	特別障害者		30万円	40万円	10万円
		同居	23万円	35万円	12万円
寡婦控除			26万円	27万円	1万円
ひとり親控除		母	30万円	35万円	5万円
		父	30万円	35万円	1万円
勤労学生控除			26万円	27万円	1万円
基礎控除			表7参照		

この手引は現行の地方税法(令和4年1月1日現在)に基づいて作成しています。税法の改正が行われた場合は改正後の税法により税額を計算します。

TK110922A1-10-16-M
市民税・都民税申告の手引
2021.11.25

申告書の記載方法

1 ⇒ 2 ⇒ 3 ⇒ 4 ⇒ 5 ⇒ 6 ⇒ 7 ⇒ 8 ⇒ 9 ⇒ 10 の順に参照してご記入ください。（※表1～表5は2ページ　表6～表11は4ページ を参照）

2・3ページ　4ページ

1　住所・氏名等の記入

最初に、現住所・(令和4年1月1日現在の住所)・氏名・生年月日・世帯主との続柄・電話番号・個人番号を記入します。
＊現住所・氏名・生年月日が印字されている場合は、印字内容の確認をしてください。
＊単身赴任の配偶者に扶養されている方は、配偶者の氏名で申告してください。
→記入の仕方:「9所得のなかった方」の欄を参照してください。

2　収入金額等の記入

令和3年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額を、各所得の種類ごとに記入し、次にその収入を得るための必要経費等を記入します。所得金額を計算する場合は算出方法も参考にしてください。

所得の種類		所得の内容	所得金額の算出方法
給与所得		給料・賃金・賞与等の所得(アルバイト収入も含む。) 収入金額(税込金額)を記入してください。源泉徴収票がある場合は支払金額欄の数字を給与収入欄に記入のうえ、源泉徴収票の原本を添付してください。源泉徴収票がない場合は、申告書の裏面「●給与所得があり源泉徴収票のない方」の欄も記入してください。(特定支出控除を申告される方は証明できるものをお持ち下さい。)	収入金額－給与所得控除額(表2 参照)
雑所得	公的年金等	国民年金・厚生年金・恩給(一時恩給を除く。)等の所得 収入金額を記入してください。源泉徴収票の原本を添付してください。(※改訂通知・振込通知では受付できません。) ＊遺族年金・障害年金は非課税所得です。申告書の裏面9②に記入してください。(手引9参照)	公的年金等の収入金額－公的年金等控除額(表3 参照)
	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得(原稿料・印税・講演料・シルバー人材センターの分配金等)	総収入金額－必要経費
	その他	郵便年金契約・生命保険契約等の年金所得 各所得に当てはまらない所得	総収入金額－必要経費
事業所得	営業所得	販売業・製造業・修理業・サービス業・建設業等の営業から生ずる所得 医師・弁護士・作家・外交員等営業及び農業以外の事業から生ずる所得 申告書表面の区分の「営業等」を丸で囲み、裏面「●事業所得のあった方」の欄も記入してください。 ＊家内労働者・外交員・集金人・電力量計の検針人等は、必要経費の最低保障として55万円(給与所得が無い場合)が認められています。	収入金額－必要経費
	農業所得	農産物の生産・果樹の栽培等の事業から生ずる所得 申告書表面の区分の「農業」を丸で囲み、裏面「●事業所得のあった方」の欄も記入してください。	
不動産所得		地代・家賃・土地や家屋の権利金等により生ずる所得 申告書表面の区分の「不動産」を丸で囲み、裏面「●不動産所得のあった方」の欄も記入してください。	
利子所得		預貯金の利子等の所得 申告書表面の区分の「利子」を丸で囲んでください。	収入金額
配当所得		株式及び出資の配当金等の所得 総合または分離を丸で囲んでください。申告には配当計算書等をお持ちください。 上場株式(大口保有上場株を除く)の総合課税を選択した場合は配当控除が受けられます。(表1参照)分離課税を選択した場合は配当控除は受けられません。 ＊上場株式(大口保有上場株を除く)を申告する場合は、源泉された住民税分(5%)を配当割欄に記入してください。	収入金額－必要経費(株式の元本取得に要した負債の利子)
総合譲渡・一時所得		土地・建物等以外の資産の譲渡による所得 満期生命保険金や懸賞金等の所得	収入金額－必要経費－特別控除額
株式・分離譲渡所得		株式・公社債・土地建物等の譲渡による所得 取引内容を記入してください。 ＊上場株式等・特定公社債の特定口座での源泉徴収を選択されている方が申告する場合は、源泉された住民税分(5%)を譲渡割欄に記入してください。	収入金額－必要経費(－特別控除額)

表1　配当控除(利益の配当等)　配当所得がある場合は所得割額から控除できます。

課税標準額	市民税	都民税
1,000万円以下の部分	配当所得の1.6%	配当所得の1.2%
1,000万円を超える部分	配当所得の0.8%	配当所得の0.6%

表2　給与所得金額速算表

（＊計算基準額の求め方　収入金額÷4＝A(千円未満切捨て)　A×4＝計算基準額）

給与収入金額	給与所得金額
1円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	＊計算基準額×60%＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	＊計算基準額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	＊計算基準額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

表4　所得金額調整控除

対象者	総所得金額計算における控除額
給与等の収入金額(D)が850万円を超える、次のいずれかに該当する方 ①23歳未満の扶養親族を有する方 ②特別障害者に該当する方 ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方 ※該当する方は手引き4ページ10参照	給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (D－850万円)×10% (D)が1,000万円を超える場合には、1,000万円とする
給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、所得の合計額が10万円を超える方	給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円 給与所得、公的年金等雑所得の金額が10万円を超える場合には10万円とする

表3　公的年金等所得金額速算表

年齢区分	公的年金等収入金額(B)	公的年金等所得金額／公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額：1,000万円以下(C)	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上(昭和32年1月1日以前生まれの方)	1円～3,299,999円	(B)－1,100,000円	(C)＋100,000	(C)＋200,000
	3,300,000円～4,099,999円	(B)×75%－275,000円		
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×85%－685,000円		
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×95%－1,455,000円		
	10,000,000円以上	(B)－1,955,000円		
65歳未満(昭和32年1月2日以降生まれの方)	1円～1,299,999円	(B)－600,000円		
	1,300,000円～4,099,999円	(B)×75%－275,000円		
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×85%－685,000円		
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×95%－1,455,000円		
	10,000,000円以上	(B)－1,955,000円		

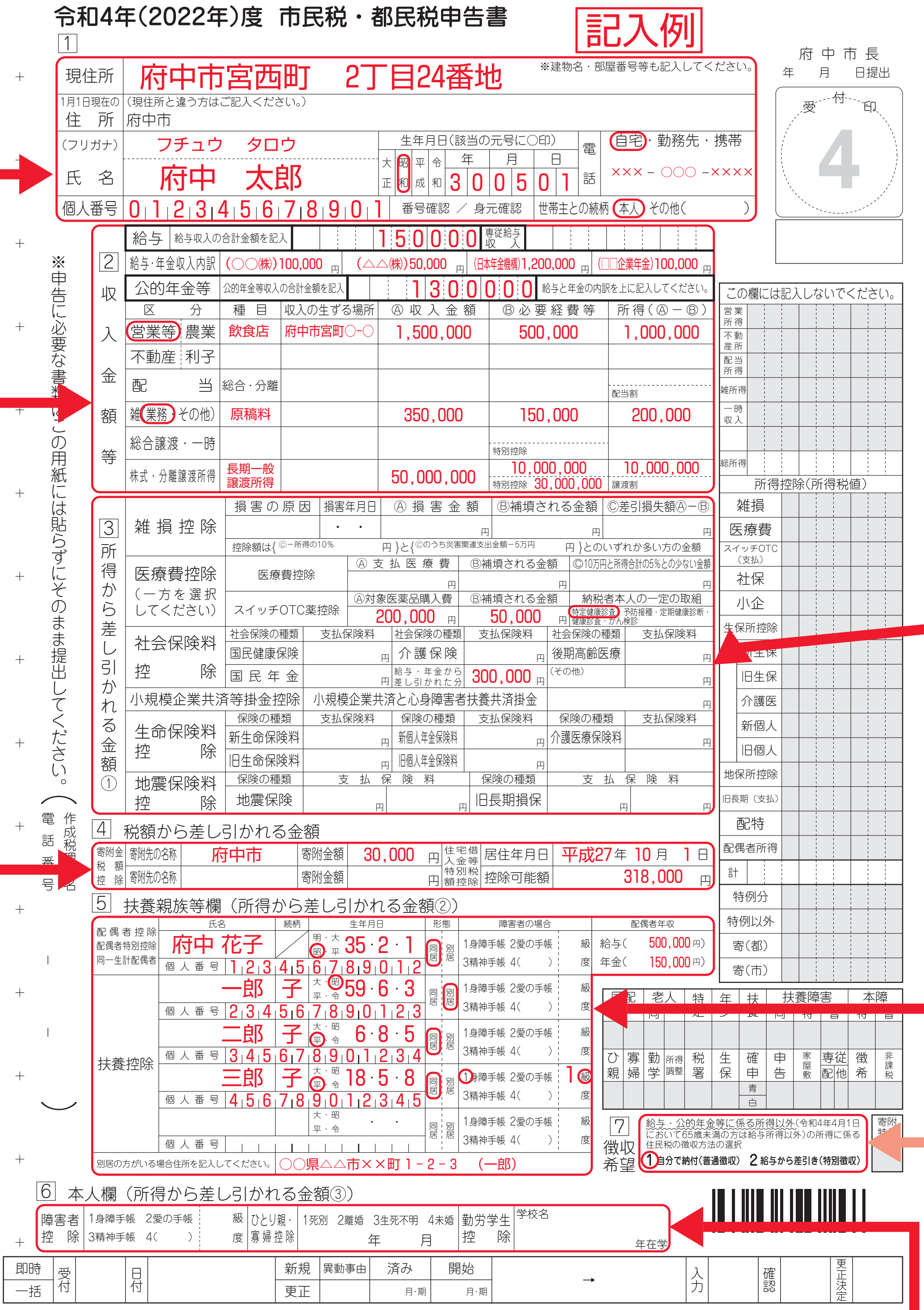

4　税額から差し引かれる金額の記入

税額控除の種類	税額控除の内容
寄附金税額控除	令和3年中にあなたが、都道府県・市区町村・東日本大震災義援金・東京都共同募金会・日本赤十字社(東京都内の支部に限る)、または都条例・市条例で定められた寄附先に対し、一定の寄附金を支出した場合に税額を控除するもの。申告書に寄附先と寄附金額を記入してください。申告書を提出の際には領収書をお持ちください。(電子的控除証明書等の場合は、国税庁の「QRコード付証明書等作成システム」を利用して印刷してください。) ※総務大臣が指定する都道府県・市区町村以外(「指定外自治体」とします)への寄附金について住民税で控除を受ける場合、ワンストップ特例申請分を含め、全ての領収書を添付した市民税・都民税申告が必要です。ただし、指定外自治体への寄附金について控除の対象となるのは基本控除のみで、特例控除(ふるさと納税による税額控除の大部分)の適用はありません。
住宅借入金等特別税額控除	給与所得者で、住宅借入金等特別控除を受けている方のうち、平成11年から18年又は21年から原則令和4年12月の間に入居した方で、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額がある場合に税額を控除するもの。 居住開始年月日、控除可能額を記入し、源泉徴収票を添付してください。

7　徴収希望の記入

給与・公的年金以外の所得がある場合に、その所得に係る住民税の徴収方法を選択できます。希望する方法を○で囲んでください。
1 自分で納付(普通徴収)：給与と公的年金以外の税金は自分で納付する。
2 給与から差引き(特別徴収)：給与から差し引く。
給与に係る住民税の徴収方法は選択できないため、原則本業分・副業分を問わず、全額が1社から特別徴収されます。公的年金に係る住民税についても、令和4年4月1日において65歳以上の方は徴収方法を選択できません。

表5　配偶者控除額及び配偶者特別控除額

納税義務者本人の合計所得金額				900万円以下 住民税	900万円以下 所得税	950万円以下 住民税	950万円以下 所得税	1,000万円以下 住民税	1,000万円以下 所得税
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	48万円以下	一般の配偶者	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
			老人の配偶者	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
	配偶者特別控除	48万円超 95万円以下		33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
		95万円超 100万円以下			36万円		24万円		12万円
		100万円超 105万円以下		31万円	31万円	21万円	21万円		11万円
		105万円超 110万円以下		26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
		110万円超 115万円以下		21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
		115万円超 120万円以下		16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
		120万円超 125万円以下		11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
		125万円超 130万円以下		6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
		130万円超 133万円以下		3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円

3　所得から差し引かれる金額①の記入

控除金額については 表6 参照

所得控除の種類		所得控除の内容
雑損控除		令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が、災害や盗難、横領により、住宅や家財、預金等の資産に損害を受けた場合 申告書には損害を受けた資産、損害金額、保険等の補てん金額、災害関連支出の金額を記入してください。 災害関連支出額がある場合は、領収書等をお持ちください。
医療費控除(どちらか一方を選択)	医療費控除	令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族に係る支払医療費があった場合、申告書にはⒶ支払医療費、Ⓑ保険等の補てん金額、Ⓒ10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない額を記入してください。(Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ＝控除額)支払った医療費の明細書(医療を受けた方の氏名、支払額、医療機関、薬局名等を記入)を添付してください。(医療費の領収書は5年間保存する必要があります。) ※医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のおしらせ」など)を添付する場合は明細書を省略することができます。ただし、医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載されていないものがある場合は、医療費の領収書に基づき明細書へ必要事項を記入してください。この場合、明細書と医療費通知をあわせて添付してください。 ※医療費の領収書では医療費控除の申告を受け付けることが出来ないため、申告書とあわせて返却する場合があります。
	スイッチOTC薬控除	令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族に係るスイッチOTC医薬品の購入があった場合、申告書にはⒶ対象医薬品購入費、Ⓑ保険等の補てん金額を記入してください。(Ⓐ－Ⓑ－12,000円＝控除額) あなたが「一定の取組」(※)を行った上で医薬品購入費の明細を添付してください。(※健康の保持増進及び疾病の予防のための取組。予防接種や人間ドック等の健診、がん検診など。取組を行ったことを明らかにする書類及び医薬品購入費の領収書は5年間保存する必要があります)
社会保険料控除		令和3年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担することになっている国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等を支払った場合(※生計を一にする配偶者や親族の年金から天引きされている保険料は除く。) 申告書にはそれぞれの支払金額を記入し、その他の社会保険料がある場合は空欄の社会保険料の種類に保険名と支払金額を記入してください。 申告書を提出の際は、その保険料の支払いをした旨を証する控除証明書または領収書等をお持ちください。(府中市に支払ったものについては省略できます。)
小規模企業共済等掛金控除		令和3年中にあなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金などがある場合 申告書の小規模企業共済等掛金の欄に支払った掛金等の金額を記入してください。 証明書を添付してください。
生命保険料控除		令和3年中にあなたが支払った、あなたか配偶者その他の親族を受取人とする一般の生命保険料又は個人年金保険料又は介護医療保険料がある場合 申告書にはそれぞれの支払い金ごとに別々に記入してください。 控除証明書を添付してください。なお、一般の旧生命保険料の年間保険料が9,000円以下の場合には証明書等は必要ありません。
地震保険料控除		令和3年中にあなたが支払った地震保険料、旧長期損害保険料がある場合 旧長期損害保険とは、損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので保険契約期間又は共済期間が10年以上あり、ならびに平成18年12月31日までに契約を締結したものです。 申告書には地震保険契約と旧長期損害保険契約の支払い分は、支払い金ごとに別々に記入してください。 控除証明書を添付してください。

＊電子的控除証明書等の場合は、国税庁の「QRコード付証明書等作成システム」を利用して印刷してください。
＊上記のうち、会社の年末調整時に控除を受けた場合は証明書等は不要です。源泉徴収票の原本を添付してください。

5　扶養親族等欄(所得から差し引かれる金額②)
6　本人欄(所得から差し引かれる金額③)の記入

控除金額については 表6 参照

各種控除に該当するかどうかは、令和3年12月31日の現況によります。ただし、死亡した場合は死亡時の現況によります。

所得控除の種類		所得控除の内容
同一生計配偶者・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除		・同一生計配偶者…あなたと生計を一にする配偶者で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合、収入103万円以下)の方 ・配偶者控除…あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者がいる場合に適用される所得控除 ・配偶者特別控除…あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(合計所得金額が48万円超133万円以下)がいる場合に適用される所得控除。このため、申告書の配偶者年収欄に配偶者の給与や年金の収入金額を記入してください。配偶者の収入が事業等によるものの場合は、「所得○○○円」と記入してください。 ・扶養控除…あなたと生計を一にする親族のうち、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合に適用される所得控除　※16歳未満の扶養親族の場合、所得控除はありません。 ※配偶者(特別)控除金額は 表5 参照。 ※青(白)色事業専従者の方、あなた以外の方の扶養親族となっている方、内縁関係の方の場合には該当しません。 ※表6 の老人扶養親族(同居老親等)とは、老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等の直系尊属で、かつ、あなたかあなたの配偶者と同居している場合です。 申告書には該当する方の氏名、生年月日、個人番号等を記入してください。また、同居又は別居のどちらかに○をしてください。 ※別居の方がいる場合は住所を記入してください。国外に居住する親族については「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要になります。(外国語で作成されている場合は日本語翻訳文の添付が必要です。)必要書類の詳細については市民税課までお問い合わせください。
障害者控除		あなたや同一生計配偶者又は扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている方などが該当します。 身体障害者手帳1級・2級の方、愛の手帳1度・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、常に就床を要し、複雑な介護を要する方などが特別障害に該当します。 ※あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除額の適用が無い場合でも、同一生計配偶者がいて、配偶者が障害者である場合は扶養障害者控除が適用できます。 同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が障害者控除に該当する場合は、配偶者控除、同一生計配偶者、扶養控除欄の右端の“障害者の場合”の欄の手帳種類を選択し、級(または度)を記入してください。 申告者ご本人が該当する場合は、6本人欄の手帳種類を選択し、級(または度)を記入してください。 申告書を提出の際は、身体障害者手帳等をお持ちください。
ひとり親・寡婦控除	ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない一定の方で、次の3つの要件に当てはまる場合に対象となります。 ①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること(他の人の扶養親族等になっていない子に限る) ③合計所得金額が500万円以下であること
	寡婦控除	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方が対象となります。 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方 ※ひとり親控除と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象になりません。
		申告書のひとり親・寡婦控除欄の該当する箇所を記入してください。
勤労学生控除		あなたが、大学・高校・各種学校等の学生又は生徒で、令和3年中の合計所得金額が75万円以下(このうち給与所得等以外の所得が10万円以下)の場合 申告書の勤労学生控除欄に学校名・学年を記入し、申告時は学生証をお持ちください。

TK110922B1-10-16-M
市民税・都民税申告の手引
2021.11.25